摂 津 市 議 会

総務建設常任委員会記録

令和5年12月6日

摂 津 市 議 会

総務建設常任委員会

12月6日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審查案件	
開会の宣告	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第68号所管分の審査	3
質疑(塚本崇委員、香川良平委員、南野直司委員、嶋野浩一朗委員、野口博委員	`
安藤薫委員)	
議案第79号、議案第93号、議案第94号の審査	-15
質疑(塚本崇委員、香川良平委員、南野直司委員、嶋野浩一朗委員、野口博委員	`
安藤薫委員)	
議案第73号の審査	-24
質疑(塚本崇委員、南野直司委員、嶋野浩一朗委員)	
議案第74号所管分の審査	-26
質疑(塚本崇委員、嶋野浩一朗委員、野口博委員)	
議案第75号の審査	-30
質疑(南野直司委員、嶋野浩一朗委員)	
議案第76号の審査	
議案第78号の審査	-32
質疑(塚本崇委員、嶋野浩一朗委員)	
採決	
所管事項に関する調査について	
閉会の宣告	-35

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和5年12月6日(水)午前10時 開会 午後 2時6分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 安藤 薫 委 員 野口 博 委 員 南野直司 委 員 塚本 崇 委 員 香川良平 委 員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長森山一正

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆 市長公室長 平井貴志 総務部長 山口 猛 建設部長 武井義孝 消防長 松田俊也 総合行政委員会事務局長 石原幸一郎

総務部理事 丹羽和人 消防本部次長兼消防署長 幸田英基

会計管理者兼会計室長 柳 瀨 哲 宏 市長公室副理事兼秘書課長 川 西 浩 司 市長公室副理事兼人権女性政策課長 由 井 秀 子

総務部副理事兼財政課長 妹 尾 紀 子 建設部副理事兼建築課長 江 草 敏 浩建設部副理事兼道路交通課長 寺 田 満 夫

総合行政委員会事務局副理事兼局次長 溝口哲也

人事課長 松 本 泰 洋 総務課長 真 鍋 伸 也 防災危機管理課長 竹 下 博 和 資産活用課長 浅 田 明 典

市民税課長 石坂直樹 水みどり課長 宮城陽一 道路管理課長 西 勝也 消防総務課長 大藪 忠

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 審查案件(審查順)

議案第68号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分

- 議案第79号 指定管理者指定の件(摂津市営住宅)
- 議案第93号 指定管理者指定の件(摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設)
- 議案第94号 指定管理者指定の件(摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市 立フォルテ摂津自動車駐車場)
- 議案第73号 摂津市長期継続契約に関する条例制定の件
- 議案第74号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分(第3条(摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)以外に関する部分)
- 議案第75号 摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員 の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第76号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第78号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建 設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。森山市長。

○森山一正市長 おはようございます。

委員の皆さんには、本会議に引き続いて、 総務建設常任委員会をお持ちいただきま して、大変ありがとうございます。

本日は、令和5年度摂津市一般会計補正 予算所管部ほか8件についてご審査をい ただきます。何とぞ慎重審査の上、ご可決 いただきますようよろしくお願い申し上 げます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。 本日の委員会議事録署名委員は、塚本委 員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩) (午前10時8分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第68号所管分の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、質 疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 おはようございます。 では、質問させていただきます。

1点目、補正予算書10ページ、正雀南 千里丘線外2路線道路改良事業、1億2, 060万円の内容をお聞かせ願いたい。

それから、43ページ、道路維持費の千里丘駅東口改良工事実施設計委託料約7,100万円です。どのような改良をお考えなのか、イメージがあったらお教えください。

3番目、交通安全対策費です。公有財産 購入費、マイナス補正で約6,700万円 の土地購入費が上がっています。こちらの 中身、お分かりになる部分をお教えください。

それから、59ページです。

これも普段から言わせていただいている部分です。時間外勤務手当と休日勤務手当、現状、上がっている状況です。この状況を今、どう捉えておられるのか、ご答弁いただきたい。

以上、4点です。

- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 それでは、塚本委員 の財政課に係るご質問にお答えいたしま す。

まず、補正予算書の10ページ、起債の 部分で、正雀南千里丘線外2路線道路改良 事業についての内容でございます。

正雀南千里丘線外2路線につきましては、正雀駅前の事業で、土地購入費と物件 移転補償費の部分が、事業としてございま した。

今回、その事業のうち、土地購入費につきましては、補正で減額となっておりますので、その分についての起債の部分も減額したことによりまして、起債の限度額の変更を行っておるところでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 西課長。
- ○西道路管理課長 それでは、千里丘駅東 口改良工事実施設計業務委託の現段階で のイメージについてお答えさせていただ きます。

東口につきましては、再開発事業が完成 してから30年ほどが経過しておりまし て、時とともに施設の高齢化・老朽化が進 行している状況でございます。

特に駅舎とフォルテをつなぐ橋上通路 の屋根につきましては、老朽化により雨漏 りと、これに起因する損傷が激しく、何度 も修繕を繰り返してきております。

また、駅前広場の路面タイルであったり、 視覚障害者用の点字タイルであったりも、 割れだったり剥離なども多く、様々な修繕 を繰り返してきているわけですけれども、 元の機能にまでは、なかなか復旧すること はできておりません。

ですので、今回、この東口の施設につきましては、一定の更新を迎える時期にあるということで、今回、この内容を上げさせていただいております。

現段階で、今、考えておりますイメージにつきましては、橋上通路の既存の支柱などを生かした形で、屋根の材質を少し変えるであったりだとか、あとはタイル材の張替えであったり、あとはバス停の屋根とかも、今、少し劣化してきております。こういったものを総じた形で、きれいにリニューアルしていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 寺田副理事。
- 〇寺田建設部副理事 それでは、3番目の 交通安全対策費の公有財産購入費のうち 土地購入費は、正雀南千里丘線外2路線、 阪急正雀駅前道路改良事業、この土地購入 費でございます。

こちらにつきましては、先般、総務建設常任委員協議会にて報告いたしましたとおり、広場計画を前提といたしました道路用地の残地部分でございます。残地部分の取得の経費につきまして、今年度、当初予算に計上させていただいておりました6,783万4,000円を全額、減額補正させていただくものでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 松本課長。
- ○松本人事課長 それでは、人事課に係り

ますご質問にお答えいたします。

時間外勤務手当、休日勤務手当でございます。令和5年の人事院勧告に伴い、給料表の改定に係る条例案を議案第75号で上程させていただいておりますが、本給が増額となりますと、時間外勤務手当、休日勤務手当の単価が変わることから、増額となっております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 塚本委員。
- ○塚本崇委員 ありがとうございます。 2回目、要望にさせていただきます。

正雀南千里丘線外2路線道路改良事業 については、3番目の質問との兼ね合いで マイナス減額と理解いたしました。ありが とうございます。

2番目、先ほど課長からご答弁がありましたように、千里丘駅東口は非常に劣化して、フォルテの前も、雨漏り、常に直していただいております。張替えばかりで、何か折り紙でつくったみたいな屋根になっています。あと、通路部分に関しても、非常にメンテナンスしづらい屋根になっまにメンテナンスしづらい屋根になっていると思いますので、そこをお願いします。あと、別で発覚しているのが、ペデストリアンデッキのところにあるコンセント、免死んでいる状態です。そこもうまく改良していただければ、また活気づくイベントに使えると思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4番目は、条例変更による増額で理解いたしました。ありがとうございます。

私からは以上です。

- ○三好義治委員長 香川委員。
- ○香川良平委員 それでは、質問させて いただきます。

補正予算書10ページ、11ページ、正 雀南千里丘線外2路線道路改良事業です。 1億2,060万円から8,400万円と、 3,660万円の減額補正をされました。

この事業の総費用、約3億円が全体に係る今年度予算で、その中の、当初は約1億2,000万円を市債発行ということです。この約1億2,000万円は主にどこに使う予定であったのか。減額補正され、8,400万円を起債するということです。どこに充てるのかを聞きます。

1点だけです。お願いします。

- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 それでは、ご質問に お答えいたします。

補正予算書10ページ、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業の内容につきまして、金額的なところでお答えをさせていただきます。

まず、内容としましては、先ほどもお答えをさせていただいた中で、土地購入費と移転補償費の部分で、社会資本整備総合交付金が国費でついております。起債につきましては、その国費の事業費に当たる部分について、事業費を割り出しまして、それと交付金を差し引きしました額につきまして、充当率90%をかけまして、地方債の計算をしております。

どこに充たるかで申し上げますと、土地 購入費の部分と移転補償費の部分で起債 を充てようと考えておりました。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 香川委員。
- ○香川良平委員 理解をいたしました。

関連して、43ページの土地購入費です。 広場を断念し、6,783万4,000円 の減額補正と先ほどの答弁で理解しまし た。これは、道路改良は諦めてなくて、広 場の残地部分がこの6,783万4,00 0円という理解です。現状予算で道路部分 を買う予算は残っているのか、確認の意味 で質問させていただきます。

- ○三好義治委員長 寺田副理事。
- ○寺田建設部副理事 それでは、2回目の ご質問にお答えいたします。

当初予算といたしまして、1 億 2, 6 4 4 万 4, 0 0 0 円計上させていただいているところでございます。

これは、道路と広場の分、先ほど申しました残地取得の分も合わせてということでございます。

今回、広場部分の減額補正をさせていただきましたので、道路事業といたしましては、5,861万円の道路事業の土地購入費並びに物件移転補償費で予算は計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 香川委員。
- ○香川良平委員 分かりました。道路部分の予算はちゃんと残っているということです。今年度中に道路部分の解決は、なかなか難しいと思います。引き続き、一刻も早く道路改良していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○三好義治委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 それでは、8ページ、都市公園等都市計画図書作成業務委託事業、 1,713万8,000円の債務負担を計上していただいております。

環境センターの跡地利用の公園のこと と認識しているんです。中身について教え ていただきたい。

それから、先ほど塚本委員からもご質問があり、道路管理課長からご答弁のあった 千里丘駅東口改良工事実施設計委託料です。老朽化して、フォルテまでの通路やバスの屋根等々のご答弁がありました。 具体的に、この場をお借りして、要望を させていただきます。

フォルテやバス停から離れますけども、 千里丘正雀一津屋線になります。府道の鳥 貴族から上がって、通路のほうに自転車の 駐輪場があり、線路沿いをずっと歩いて、 エスカレーターを上っていきます。

あの通路、結構大きな雨が降りますと、 線路からの雨水が通路に入ってきて、その 雨水が逃げる場所がありません。そのため、 あの辺りが水たまりになります。通勤の方 が朝、雨が降りますと、びしゃびしゃにな って、どないかしてほしいというご要望を 頂いております。

東口で、市が管理していると認識しておりますので、どうかこの改修に併せていただきますよう、よろしくお願いします。 以上です。

- ○三好義治委員長 宮城課長。
- ○宮城水みどり課長 それでは、都市公園 等都市計画図書作成業務委託事業の内容 について答弁させていただきます。

現在、市では、鶴野地域における公共施設の再編を進めております。その再編を進めていく上で、関係する施設の都市計画決定の変更手続を行う必要がございます。

その手続ですが、まず、環境センター跡 地の公園整備、給食センター建設予定地の 鶴野第2公園廃止の都市計画変更を進め る必要がございます。

これに当たりまして、環境センター跡地 に新たに整備する公園の面積を確定する 必要がございます。

この測量のための測量業務及び大阪府 との協議に要する資料並びに都市計画審 議会に要する資料などの作成、それと、現 在、環境センターでは、環境センター廃止 についての都市計画の変更資料の作成を 行っております。今回、新しい公園の整備、 環境センターの廃止、鶴野第2公園の廃止、 この三つを一つにまとめて都市計画決定 変更の資料として作成いたしますので、こ の三つを取りまとめる作業も含めた業務 が主な内容として、今回、上げさせていた だいているものであります。

以上です。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 私も今、南野委員が質問されました債務負担の今後のスケジュールについてお聞かせいただきたい。

恐らく、これから始まっていくのが、環境センター跡地に、新たな公園整備をしていくので、そこの正確な、測量をしていく必要が、一部は出てくると思っています。今回、この補正予算が通った後に、どのようなタイムスケジュールで、事業に当たっていかれるのか、関連質問になるかもしれませんけれど、お聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。

続きまして、歳入、18ページ、財政調整基金からの繰入金で、約5億7,500万円が今回、補正として上がっております。これは、もろもろ精査された中でこの数字が出てきたと思っております。計上に当たった経緯をお聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。2点目です。

3点目、千里丘駅東口の改良についてお 聞かせいただきたい。

今回は、正雀の駅前広場に関するところで、本来、事業を行うということで、いろいろ予定していたものがなくなっていった。それで、ある意味、千里丘東口に事業としてシフトしていくことになると思っています。これは、東口改良について、タイミング的に早まったという理解でいいのか、そのことについてお聞かせをいただ

きたい。よろしくお願いいたします。

- ○三好義治委員長 宮城課長。
- ○宮城水みどり課長 それでは、ご質問に お答えさせていただきます。

まず、鶴野再編の件でありますが、この全体計画のスケジュールといたしましては、令和5年1月31日における総務建設及び民生常任委員協議会、2月2日における文教上下水道常任委員協議会にて、当初お示しさせていただいておりますスケジュールから若干修正はあるものの、全体的なスケジュールとしては、予定どおりに進んでおります。

今回の補正後の予定でありますが、この 補正で上げさせていただいている業務は、 2年間の債務負担をさせていただいてお ります。

この補正が通りましたら、まず、令和5年度におきましては、この委託業務を行うため、業者選定として、入札の依頼をかけていき、業者を決めていきたいと思っております。

その間にも大阪府との協議は進めてまいりますが、令和6年度になりましたら、 業者に依頼している測量業務、ならびに、 資料の取りまとめを急ピッチで進めてい きたいと思っております。

令和6年7月半ば頃には、都市計画審議会に向けた準備としまして、公聴会や意見の縦覧等を進めてまいりまして、大阪府での意見縦覧を経て、了解を得られた時点で、令和6年12月頃に都市計画審議会を開催する予定で進めております。

審議会開催後のスケジュールに基づきますと、まず、給食センター建設の着手が令和7年4月頃の予定で進める内容となっております。

以上です。

- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 それでは、財政調整 基金繰入金に係りますご質問にお答えい たします。

まず、財政調整基金の繰入金につきましては、補正の財源調整のためにということが、まず一番として、繰入金を上げる要素となってまいります。

今回、5億7,588万7,000円と 多額の繰入金になりました主な要因とい たしましては、物価高騰対策の事業をこの 補正予算で上げさせていただいておりま す。こちらにつきましては、国が補正予算 を上げて、現下の著しい物価高騰に対応し て、市民生活に影響を及ぼすようなところ について、市町村としてもいち早く対応を 願いたいということがございました。

その中で、国の補正予算の成立が11月29日でございました。今回の補正予算の議案発送が11月27日でございましたので、その時点では、国の補正予算の成立がまだなされておりませんでした。

しかしながら、市といたしましても、一般財源で措置をしてでも、いち早く物価高騰対策事業に取りかからなければならないということがございました。

それで今回、国の交付金につきましては、 1億2,500万円ほどと予想しておりまして、11月29日に補正予算が通りました後、交付限度額としましては、1億2,700万円ほどということが示されておりますが、それは後から交付金の内示があれば、また次の補正予算で、上げさせていただく機会に予算計上させていただこうとは思いますけれども、それよりも、事業をまず進めないといけないということがございましたので、物価高騰対策につきましては、全体で約2億7,400万円の事 業費を上げさせていただいております。その全てを一般財源で賄う予算計上といたしまして、財政調整基金で調整をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 西課長。
- ○西道路管理課長 それでは、ご質問の千 里丘駅東口の改良工事の内容と、それから、 タイミングが早まったのかというお問い にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどもご答弁させていただいておりますけれども、東口につきましては、再開発事業が完成してからおよそ30年が経過しておりますことから、施設の高齢化・老朽化が進行しております。

特に、先ほど申し上げましたけれども、 橋上通路の屋根の老朽化であったりタイルの割れであったりで、いろいろ補修等を させていただいておりますが、なかなか元 の機能に戻らない状況であります。

また、日頃から市民の方々であったりだとか、あと、議会でも時折取り上げられておりまして、そのたびに、現在進められております西口の再開発の事業に合わせた形で一体的なリニューアルができないかということでご答弁させていただいていたところでございます。

もともとは令和6年度に予算計上することで、事前に関係者との協議は水面下で進めておりました。確かに契機としては少し早まったというところではありますが、おおむね予定どおりに進めているところでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 債務負担のところです。鶴野の公共施設整備、給食センターの建設については、地域の方から賛同できな

いというお話もお聴きをしています。

一方、環境センターの跡地に公園整備をすることについては、早く、やってほしいという声もあると聴いています。その中で、この公園が鶴野の皆さんにとって、また、摂津市にとって、どういう意味を持つのかをしっかりと分かりやすくお示しをしていく。そのことによって、より多くの皆さんに期待も、理解もしていただくのが私は大事と思っています。

事業自体は当初のスケジュールどおり 進んでいるというお話でありました。その ことをしっかりと意識をしながら、努めて いただきたい。よろしくお願いします。

それから、財政調整基金の繰入れにつき ましても、理解できました。

確認になって申し訳ないです。国の補正 予算が成立をした後には、恐らく財政調整 基金を繰り入れる額も減るという理解で いいのか、確認させていただきたい。よろ しくお願いをいたします。

それと、東口です。当初、令和6年度で 予定をしていたところです。先ほど、塚本 委員が質問されて、答弁いただいた中で、 駅舎とつなぐ通路のところの屋根の雨漏 りとか、これはもう実際に使われる皆さん にとっては、早く対応していただきたいと 思っています。

当初、令和6年度に計上しようとしていたものが、結果的に今回の補正で計上されたわけです。しっかりとスケジュール感を持って、もっともっと早く対応していただくように、要望として申し上げておきます。

1点だけお願いいたします。

- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 財政調整基金に係ります2回目のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げた交付金のことでご ざいます。

国の交付金が、事業に充当されることになれば、一般財源が不要になるところがございます。そうなりますと、財政調整基金の繰入金を減らす形でやっていこうと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 補正予算、全体としては、 今、お話にありましたように、連日の工事 の遅れと、正雀駅前のこの間の経過の中で、 国の物価高騰対策など含め、物事を進めて いくために、財政調整基金を組んでやった のが全体像だと思います。一つは、この基 金問題について、少し確認の意味でお尋ね します。

今回、令和5年度12月時点の財政調整基金とか減債基金だとか公共施設整備基金、いつも指摘しています土地開発基金など含め、主要4基金の残高の金額を教えてください。

二つ目は、財政調整基金が今回、令和4年度決算では74億円ありました。現時点では大部分を取り崩すことになり、現時点の残高は38億円になると思います。令和5年度が4分の3過ぎようとしていますので、令和5年度全体として、当初予算に組んだ基金の繰入れに関する見込みがどうなるのか、併せてお聞かせをいただきたい。

阪急の問題です。一つだけお尋ねします。 12月1日に当委員会の協議会で説明い ただきました。

その後、早急にその内容をもって精査され、地元権利者にお話をしていくことになろうかと思います。12月1日に協議会を持たれたので、その後、地権者に対しては、

いろんな情報が行っているだろうと思います。早くきちっと話す内容をまとめ、地権者と話を持っていただきたい。今日が12月6日で、協議会から5日過ぎております。今後のスケジュール感といいますか、地元権利者の話をどうするのかという問題について、今、どう動いているのか、この件だけ確認しておきます。

それと、議論になっています千里丘東口の約7,000万円の問題です。

以前から、いろんな方々がこの問題についておっしゃっております。いい方向だと思いますが、確認の意味で、先ほどの説明では、いつも指摘させてもらっているタイルの問題とかいろいろあるんです。このタイルの問題、ガード拡幅工事と、駅側の、いわゆる基礎の関係、単純にタイルを貼っただけではきちんと整備されないのは、構造的に分かっていると思います。今後、この設計の中で改修されたら、この問題が、解消する方向で、若干の費用がかかりますけども、そういう方向で設計委託をしようとしているのか。

あわせて、30年たちましたので、社会 状況の変化もあります。単純に高齢化社会 に向かっています。この間、いろんな住民 の方々の要望を受けて、出入りする車、バ スも含め、動線問題とか、フォルテでお買 物された方々がタクシーで帰る場合に、も っと便利にできないかということで、いろ んな形で要望を出してきました。ロータリ 一部分の全体の動線計画、30年たってい ますので、そういうものを入れ込んで、ソ フト面になりますけども設計委託で、深め ていただきたい。その辺のお考えを聞かせ ていただきたい。

それと、環境センターと鶴野第2公園の 問題であります。 これは、都市計画審議会に上がっていきます。摂津市の都市計画審議会で関係するのか、手続上、大阪府の都市計画審議会は行くのか、確認の意味で教えていただきたい。

もう1点、防犯カメラの増額が出ています。この内容を教えていただきたい。 以上です。

- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 それでは、基金残高 についての一つ目のご質問にお答えいた します。

財政調整基金と減債基金と公共施設整備基金と土地開発基金、この補正予算、12月に行いました後の現在高につきましては、約107億円と見ております。

二つ目の質問で、財政調整基金の今後、 年度末現在高について、こういう執行状況 を基に、どういう見込みをしているかでご ざいます。

以前、中期財政見通しを出したときにつきましては、令和5年度の決算で歳入歳出の不足額が約16億円と考えておりました。現状、まだ執行状況が不確定なところがございまして、12月に、各課に現状の決算見込みの照会をかけた形で見ようと思っております。

ですので、この時点では見込みとして持ってはおりませんけれども、中期財政見通しのように、マイナスの16億円ということであれば、令和5年度の財政調整基金の取り崩し額は35億円ほどですので、その部分が幾らか返ってくる。年度末現在高につきましては、もう少し増えると思っていますが、確かな金額は今のところ出しておりません。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、3番目の ご質問にお答えいたします。

先日、12月1日の協議会の中で、正雀駅前の都市計画としての広場計画は、もう白紙との内容をお伝えするとともに、道路事業に理解・協力を求めていくということの内容でございます。

こちらにつきましては、地権者と日程調整を図りながら、来週以降、既にもうアポを取れているところについては、積極的にご説明に回らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 西課長。
- ○西道路管理課長 それでは、千里丘東口の修繕の実施設計委託におけますタイル修繕に当たって、構造上・地盤上の問題を確認等されるのかというお問いと、それから、時代に合わせたロータリーの動線を確認されるのかに対するお問いにお答えさせていただきます。

委員がご指摘のように、構造上であったりだとか地盤上であったりという課題は、過去から伺っているところではございますので、委託するに際しては、そういったところの部分の解消ができるかという観点を持って設計を進めていきたいと考えております。

また、駅前ロータリー部の動線につきましては、ロータリー部の車両の動線、バス及びタクシー乗り場の配置の見直しについては、過去に警察であったりバス事業者、タクシー事業者等へヒアリングを実施するとともに、フォルテ摂津側にタクシー乗り場を設置した場合であったり、ロータリー出口に進入路を設けた場合など、いろいろ検討がなされたと伺っております。

ただ、動線につきましては、一般車両の

動線と重なることもありまして、事故の危険性が増えることから、警察等とも協議しましたところ、交通安全上、なかなか難しいという見解を受けているところではございます。

しかしながら、利用者にとって分かりやすい施設の案内であったり、乗り場へ行くための待合のベンチの設置であったりだとか、そういったところのソフト面的なところでいろいろな対応をさせていただければと思っております。今後、事業者との協議等、進めていく中で、別途そういった対策等がないかという意見聴取は進めていって、設計等に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 宮城課長。
- ○宮城水みどり課長 それでは、ご質問に お答えします。

大阪府の都市計画審議会か市の審議会かというご質問でありましたが、大阪府とは、スケジュール感で協議は進めております。その中で、大阪府の都市計画審議会ではなく、市の都市計画審議会で諮るということで問題ないとなっておりますので、それで進めてまいります。

以上です。

- ○三好義治委員長 竹下課長。
- ○竹下防災危機管理課長 防犯カメラの 債務負担行為の変更内容についてご答弁 申し上げます。

令和5年度の当初予算において、防犯カメラの新設25台分の債務負担行為に、令和6年度に更新する30台を追加して債務負担行為額を変更したものでございます。

また、令和6年度に更新する防犯カメラ につきましては、平成25年度に新設した 19台と令和元年度に設置した11台で、 令和元年度にリース契約したカメラを更 新するものでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 野口委員。
- ○野口博委員 基金の問題についてです。 令和4年度決算では、都市開発基金、貸し ている10億円を含めて25億円になり ます。本来は基金ですので、合わせて前年 比マイナス1億円で165億円という指 摘もさせていただいております。この間、 毎年、当初の基金繰入れをなしとか含めて、 いろんな基金の活用についても苦労され ていると思います。大事なところでありま すので、ぜひ、きちっと精査されて、生か していただきたい。

阪急正雀駅前の分であります。アポを取っているという話であります。

残り6名、早めにアポを取っていただいて、いろんな情報が行っているみたいなので、きちっと行政の考え方、人間関係をつくっていただいて、物事を進めていく。

過去もいろいろ申し上げました。東口にしても西口にしても、人の権利を扱う話であります。交渉する市職員も大変でありますけども、地権者にとっても、将来どうするかという問題であります。そういう中できちっと人間関係をつくっていただいて、物事を進めていく環境整備をぜひ図っていただきたいことを要望しておきます。よろしくお願いいたします。

あと、東口の問題であります。少なくともデッキの問題とかタイル問題は計上できるので、地面、駅でいろいろ宣伝はさせてもらっていますけども、3ミリとか1センチとか、下に地下道の空洞があったり、いろいろあります。時間の経過によっては直していただいておりますけども、5ミリ

前後、段差が残る状態が、また再度復活するという状態もあります。多くの方が通る道であり、何回かこける場面も見ております。そういう点も踏まえて、ぜひ、工事に生かしていただきたい。動線問題についても、時代が変わっておりますので、いろんな安全対策の問題もありますけども、使い勝手をよくしていく。

これまでも指摘をしておりますけども、 近鉄バスは、午前7時、午前8時の間、1 台しか来ません。しかし、降りる場面と乗 る場面を2か所用意しております。降りる 人数もそんなに多くありませんので、もろ もろ含めて、フォルテの利用者も含めて、 使い勝手をよくする方向で、きちんと動線 問題についてもけりをつけていただきた い。よろしくお願いします。

以上です。

- ○三好義治委員長 安藤副委員長。
- ○安藤薫委員 それでは、人件費関係でお 伺いしておきます。

今回の人件費、一般的に、1年通しての 調整という意味合いとともに、後ほど議案 審議が行われる議案第74号、第75号の 中にも少し触れますが、補正予算というこ とでお聞きしておきます。

補正予算書の63ページです。給料の変更の説明がされておりまして、給料改定に伴う増加分におきまして、会計年度任用職員以外の職員の場合、給料の改定率は1.48%、一方、会計年度任用職員につきましては、改定率が5.1%で、会計年度任用職員の給料改定率が、非常に一般の職員と比べても高くなっている。

その背景が、いわゆる非正規と正規との 賃金格差であるとか、同一価値労働同一賃 金という方向の中で埋め合わせていくこ とも含まれていると想像するわけです。こ の点の差について、それから、今回の改定率の違い、人事院勧告等も関わってくることだと思いますが、そこにある背景、市としての考えについて、お聞きしておきます。 〇三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に係り ますご質問にお答えいたします。

まず、63ページ、改定率です。今回、 人事院勧告の内容としまして、議案第75 号にもありますけれども、民間企業との較 差であったり、人材確保の観点を踏まえて、 若年層に重点を置いた俸給表の水準を引 き上げるというのが人事院勧告の内容と なってございます。

これまでは若年層だけの給料表の改定 もありましたけれども、今回は全体的な改 定となっております。

一般職の1.48%は、給料表の1級から9級まで、係員から部長までを含めて改定がある中で、年齢が上がれば上がるほど、改定率は下がってまいります。

逆に、会計年度任用職員で使用しております給料表は、会計年度任用職員以外の職員の給料表でいきますと、1級・2級、この辺りの給料表であり、若年層というか、経験年数が浅い方の給料の部分が当たっています。

人事院勧告自体としては、若年層を対象ということであり、結果的に会計年度任用職員の給料表の改定率が5.1%のアップというところにつながっていると思います。

あわせて、先ほど委員がおっしゃいましたように、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員の処遇といいますか、差は、国も言っておりまして、これは議案第74号にもつながってくる部分ではありますが、全体的な会計年度任用職員の給料

の引上げは必要であるということで、今回、 人事院勧告を含めて、補正予算を組ませて いただいております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 安藤副委員長。
- ○安藤薫委員 ありがとうございます。

議案第74号・議案第75号では、人事院勧告の部分と給料改定の部分、それから、会計年度任用職員の勤勉手当等も新たに追加されていく点で言えば、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員との処遇の差は、埋まっていく方向にある改定なのかと思います。

もう1点、お聞きしておきます。60ページ、会計年度任用職員の職員数についてお聞きします。フルタイムの会計年度任用職員が、31名から32名へと変更されている。

それから、括弧内の数字は会計年度任用 職員の中で、フルタイムでないパートタイ ムの会計年度任用職員で、637人から6 08名と減少しております。

この辺の増減については、当時の見込みとか、その職場において、短時間であれば一人でカウントするのか二人でカウントするかによって大きな差があり、そこについては、それほど考えているわけではありません。フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員の違いはどこにあるのか。

先日、お伺いしたところによると、フルタイムの会計年度任用職員は、ほぼほぼ保育現場の保育士が対象になっているということであります。

保育の現場、現状としては文教上下水道 常任委員会になるかもしれませんけども、 大きく人事政策として考えていただきた い。一般の会計年度任用職員以外の職員、 それから、フルタイム会計年度任用職員と の違いは、1年更新か1年更新じゃないのか、更新が3年たった後、もう1回、一から更新しなければいけない。

本人にとってみれば、正規職員と仕事の 内容はさほど変わらないけれども、処遇と いいますか、地位が非常に不安定なところ があり、その辺の差があるかと思います。 その点、フルタイム会計年度任用職員の採 用の考え方、どうなるか。

一般職との仕事の違い以上に、賃金の差が今なおあるわけです。そういった状況に置いておいたままでいいのかという観点から聞いているんです。お答えいただけたらと思います。

- ○三好義治委員長 松本課長。
- ○松本人事課長 それでは、ただいまのご 質問にお答えいたします。

まず、委員よりお話しいただきましたように、フルタイムの会計年度任用職員は、本市におきましては、こども園のみでの任用となっております。

そこでは、二つの職種として、非常勤保 育教諭と補助保育教諭がございます。

仕事の内容としましては、非常勤保育教 諭は、複数担任の教室において担任を持っ ており、正職でなくてフルタイムの会計年 度任用職員に担っていただいておると。

補助保育教諭につきましては、担任には ならず、担任の補助でございます。

保育教諭につきましては、令和4年度の 試験で、正職ですけれども、13名の募集 をしまして、最終的に9名の採用となり、 不足につきましては、また今年度、採用試 験を行ってございます。

役目として、正規職員が担う部分が必要だというところで、採用試験を実施しております。

フルタイム会計年度任用職員につきま

しては、先ほど申し上げた職務内容で、正 規職員と仕事の内容を分けております。

あと、パートタイムにつきましては、こども園においては、朝夕パートとかが在籍しておりますので、フルタイムもパートタイムもこども園には在籍をしておるということになります。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 安藤副委員長。
- ○安藤薫委員 今、主にフルタイムの会計 年度任用職員は、こども園の職場だけだと いうことでありました。内容としたら、非 常勤の場合と担任補助ということです。

ただ、実際、現場に出た場合、子どもたちの命を預かる場であります。しかも人手が少ない中で、仕事としたら、そんなにきちっと分けてできるようなものなのか。その辺は非常に疑問とか不安を感じているわけであります。

ただ、実際に同一価値労働同一賃金という方向性の中で、同じ職場の中で、フルタイムの会計年度任用職員と正規採用の職員とが混在していることについて、いろいろと矛盾も出てくると思います。

もう1点だけ聞かせていただきたいのは、フルタイム会計年度任用職員の賃金とか待遇がかなり変わってくるかと思います。これまでの正規採用職員の平均年収とフルタイム会計年度任用職員との平均年収がどのぐらい差があるのか。もし、分からなければ、また後ほど教えていただきたい。確認の意味でお聞かせいただきます。〇三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 ただいまのご質問にお 答えいたます。

まず、フルタイム会計年度任用職員につきましては、非常勤保育教諭は、年収おおよそ320万円程度であり、これは負担金

等々、抜いた金額になります。補助保育教 諭につきましては、およそ250万円とな ります。

正規職員の年収ですけど、これは、経験年収ですとか、年齢ですとか、その辺りによっていろいろ変わってきますので、一概には言えませんけれども、おおむね、この数字よりは大きい数字にはなっております。あと、住居等手当の関係もありますので、そこでの差はついているのかと思っております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 安藤副委員長。
- ○安藤薫委員 ありがとうございます。突然、数字をお聞きしたので、申し訳ありません。

言いたかったのは、同じ職場で、全体の中で同じような仕事をしていて、明確に仕事の中身を分担できるのかどうか。逆に、分担することによって職場内の意思疎通や保護者との交流、連携とか、そういったものができるのか、職場の中をうまく回していくには、そう単純に分けられるものではない。これは保育現場でなくても市役所の中でのお仕事にも同じようなことが言えると思います。

今回、補正や、この後も条例改正について、そういった会計年度任用職員と一般職との差を埋めていく中身でありますので、好ましい方向にはあるのかと思います。職場の中の仕事の内容とか、同じような仕事をしているのに、会計年度任用職員と一般正規採用職員との差があることについては、もう少し検討して見直しとかなければならない。

課長がおっしゃられた正規で9名、採用 募集をかけて採用されたということであ ります。保育現場は、人手不足の中で、い かにして優秀な人材を集めていくのか、責任ある仕事にみんなが一生の仕事として就こうと思ってもらえるかという点で言えば、安定的で、しかも生活できる賃金を補償していくのが本来あるべき姿だと思います。その点の方向性に向かって、今後また検討していただきたい。

平均年収云々については、もし分かりましたら、後ほどで結構ですので教えてください。

もう一つ要望を出します。今、フルタイムのお話をさせていただきました。パートタイム会計年度任用職員、非常に数が多いです。全体の約5割、この補正予算書で見るだけで言えば、5割を超している状況です。

もちろん、週のうちの短い時間だけ来られている方もいらっしゃるかと思います。 ほぼフルタイムで働いておられて、その職場で重要な役割を果たしておられる行政パートナーや会計年度任用職員は、たくさんいらっしゃることを存じ上げております。

会計年度任用職員だからといって手を 抜くことはなく頑張っておられて、市民へ の全体の奉仕者の一人として頑張ってお られます。会計年度任用職員そのものの在 り方についても、また議論していきたいと 思います。またご検討をお願いいたします。 以上です。

〇三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 9分 休憩) (午前11時14分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第79号、議案第93号、議案第9 4号の審査を行います。 本3件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、今回の選定について、考え方だけ少し教えていただきたい。

指定管理者については、100点満点に 直していくと、両方ともおおむね75点で、 平均値としては非常にいいのかと思いま すが、ただ、中身を見ていくと、著しく低 い部分がございます。

例えば、市営住宅の部分で、コストの最適化と指定管理料の提案が80点満点中24点。それから、駐輪場運営に関しては、地域利用者対応が、125点満点中86点と、かなり足を引っ張っている部分があるのではないかと思っております。

こういったところが、5か年にわたって 契約していくに当たって、後々、問題になってこないとも限らないと思います。そう いったところに対して今はどういうお考えをお持ちなのか、お聞きします。

以上です。

- ○三好義治委員長 浅田課長。
- ○浅田資産活用課長 それでは、市営住宅 に係りますご質問にお答えいたします。

コストの最適化と指定管理料の提案について、そこの点数が低かったというところでございます。こちらにつきましては、応募者の提案額が募集要項で提示しました上限額1億250万円を下回ってはいたのですが、採点表で幾らから幾らまでが何点というような区分、配点を設けておりまして、その配点の区分上、得点が低くなったということでございます。

サービスについては良好と審査を頂いていると感じております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

〇寺田建設部副理事 それでは、摂津市立 自転車自動車駐車場の指定管理者の指定 の選定の内容で、地域利用者対応というと ころでの配点に比べて、得点の割合が低い のではなかろうかとのことでございます。

こちらの選定基準の内容といたしましては、地元雇用であったり、要望・苦情対応、それから、広報・情報発信といったところで、どちらかといいますと、市民サービス向けのところの配点でございます。

今回、指定管理者となります野里電気工業株式会社におかれましては、現行も、この駐輪場・駐車場の指定管理をされておる中で、こういった面も重点に置いた中で取組はなされているところでございます。

選定基準の中で、こういう形の結果に至ったことについては、先ほどの市営住宅と同様、あくまで評価の結果であると考えております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 塚本委員。
- ○塚本崇委員 それでは、2回目、要望に させていただきます。

本結果について、コスト面においては基準値で範囲内ということです。駐輪場運営に関しては、地元への還元的な部分に対して、今後も働きかけをやっていただきたい。

双方とも恐らく応札されたのが1事業体ずつだと捉えていますので、双方も大手だとは思うのですが、新規参入がしやすい形も公平な競争の在り方かと思います。そこをまた考えていただいて、今後につなげていただきたい。

以上です。

- ○三好義治委員長 香川委員。
- ○香川良平委員 質問させていただきます。議案第93号、摂津市立千里丘駅自転車駐車場外10施設の指定管理指定の件

です。私が聞きたいのは、千里丘駅の西口にあります駐輪場や正雀駅前にある駐輪場のように、市所有でありながら指定管理という方法ではなく、公益財団法人自転車駐車場整備センターに委託という形を取っている自転車駐車場がございます。

これらの自転車駐車場は、予算の執行が ありません。料金収入が入ってこない代わ りに、市としての持ち出しもないという形 で、全ての運用をお任せしている自転車駐 車場もございます。

その中で、今回、指定管理10施設あるので、考え方をお聞きしたいと思います。

整備センターに委託している駐輪場もありながら、こうやって指定管理という形を取っている駐輪場もあるわけです。どう違うのかを、お聞かせいただきたい。

次に、議案第94号、フォルテの自転車 駐車場です。

今回も非公募でありました。非公募の理 由について、改めてお聞かせいただきたい。 以上です。

- ○三好義治委員長 寺田副理事。
- ○寺田建設部副理事 それでは、香川委員 のご質問にお答えいたします。

まず、議案第93号の千里丘駅東自転車 駐車場ほか10施設の内容と、あと、指定 管理と公益財団法人にお願いしている部 分での違いというところでございます。

ご紹介いただいたとおり、千里丘駅西口の自転車駐車場につきましては、同センターへお願いをしておりますのと、阪急正雀駅前についても同様にさせていただいております。

この背景といたしましては、昭和の50年代・60年代・平成の初め頃は、駅前にかなりの放置自転車の数があったという事実がございます。

その中で、市としまして、財政的な部分での対応、そういうようなところもございまして、市の土地を自転車の駐輪施設であったりだとか、当然、そこに当時は有人の管理でされていたというところがございましたので、そういうところで管理をお願いしているというのが今までの経過でございます。

ただ、市の直営で担ってきた部分が、今、 お示しをさせていただいております指定 管理者の指定の部分でございます。

こちらにつきましても、この地方自治法 改正以来、本市で指定管理者制度を導入さ れてから、そういう形でさせていただいて いるようなところでございます。

2点目、フォルテ摂津の自転車自動車駐車場の非公募の理由ということでございます。

こちらにつきましては、先般、9月の定例会の際の総務建設常任委員会の場で債務負担行為設定というところであった中でもご答弁申し上げた内容と重複いたしますが、フォルテ摂津は30年ほど前に千里丘駅東口の再開発でできたビルと、それと一体となった駅前広場がございます。

このフォルテ摂津の自転車駐車場並びに自動車駐車場は、このビルの地下2階部分で、それから、ロータリーの地下1階・地下2階部分、これが一体不可分の構造になってございます。

この非公募の摂津都市開発株式会社におきましては、このフォルテ摂津のビルを管理組合というところが管理されているわけです。そちらから承認された摂津都市開発株式会社、市の第三セクターでもございますけども、そちらで管理をされているところでございます。

構造的な部分であったりだとか、そうい

うようなところで、非公募にしないといけないというところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございました。議案第93号です。過去の流れから、整備センターに預けている部分は市が土地・建物を用意してお願いしてやってもらっている。直営でやっていたものが、今は指定管理になっているとの答弁だったと思います。

今回の議案に対して、何か異論を申すわけではありません。結果的に、整備センターに預けている部分のほうが、財政的にも持ち出しがない部分でいいのかと考えます。今回の件は、全然、異論を唱えるものではないです。今後、指定管理という形から委託ということも財政的にはいいのかと思います。指定管理の在り方を、一度また考えていただきたい。よろしくお願いいたします。

議案第94号、フォルテです。非公募の理由、外郭団体ですし、一定やむなしかというのは、理解しています。でも、一体管理して、そっちのほうが効率がいいというのは、答弁でも聞こえがいいです。非公募は、どうしてもけちがついてしまうのかと思います。

長年、管理をやっているわけです。ちゃんとノウハウもありますし、公募をやっても、負けないと思います。しっかりと公募で勝ち切ってこそ値打ちあるものかと思います。今回に関して、もちろん賛成をさせていただきますが、5年後には公募でしっかりと勝てるように、しっかりと管理・運営をやっていただくようにお願いしておきます。

以上です。

- ○三好義治委員長 寺田副理事。
- ○寺田建設部副理事 補足させていただ きます。

先ほど、答弁させていただいた中で、公益財団法人自転車駐車場整備センターの千里丘駅西口並びに阪急正雀駅前の自転車駐車場等でございますが、令和10年3月末までの協定期間ということで管理運営をいただいているところでございます。

- ○三好義治委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 それでは、議案第79号 に関して、1点だけお聞きします。

令和4年度の指定管理者評価シート、管理者に決定されました日本管財日本住宅管理共同事業体の評価を見ますと、全体評価Aでありました。今回の選定基準・選定結果を見ておりますと、先ほど塚本委員からもありましたけども、5番のコストの最適化と指定管理料の提案で、配点が80点のうち24点です。私が気になりましたのは、この6番の実習事業等の実施による付加価値の創出についての提案で、配点が40点のうちの28点でありました。この付加価値の創出部分の詳細について、教えていただきたい。

- ○三好義治委員長 浅田課長。
- ○浅田資産活用課長 それでは、ご質問に お答えいたします。

今の選定基準の中で、6番の自主事業等の実施による付加価値の創出についてということでございます。

今回、提案がございましたのは、今も実施されておりますが、各団地の駐車場、そこの余剰部分について、時間貸しの駐車場として貸し出しておられまして、それが地域住民の方の利便性の向上にもつながっていると考えております。

また、いろいろ自主的なものとして提案

を頂いております。例えば、高齢者の見守りとして、安否確認のサービス、いわゆる絆電話というのを提案していただいています。こちらについても、現在も実施されておりますが、もう一つ、無償の軽作業サービス、いわゆるハートフルサポーター、これは高齢者とか障害をお持ちの方については、軽作業を無償で提供するというサービスで、こちらも現在、実施していただいておりまして、引き続きの提案をしていただいているところでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 ご答弁いただきまして、 分かりました。

例えば、絆電話、実施していただいているということです。三島団地では、社会福祉協議会が中心となってやっていただいております「よりそいクラブ」、有償ボランティアですけども、ちょっとした困り事、電球交換や換気扇の掃除とか、やっていただいております。そういった形で市役所の資産活用課、指定管理者、それぞれの住宅の自治会としっかり連携を取っていただきたい。高齢化も進んできて、いろんな部分でちょっとした困り事もどんどん増えてきていると思います。

いろいろ走っていただいておると思います。一つ一つのご要望に全て応えていくのは簡単なことではないと思います。寄り添っていただいて、しっかりと一つ一つ悩み事とかも含めて解決できるように取り組んでいただきたい。

以上です。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 まず、お聞きをしたいのは、今回、指定管理者で3本の議案を上程されておられます。

議案第79号と議案第93号につきましては、公募されました。この二つの指定管理者の令和4年度の実績評価を拝見しておりますと、A評価になっております。この二つ、評価を受けている指定管理者について、公募をされました。

結果としては、両方ともが1社のみの応募となったわけです。

まず、1点、お聞きをしたいのは、当然、 公募したわけですので、2社以上が手を挙 げていただいて、一定の公正な競争が働い て、摂津市として期待をする行政サービス にどちらの事業者が、より適しているのか について判断をしていくことが期待され る部分と思っております。結果として、そ れぞれが1社しか応じられなかった。この 点について、恐らく、いろいろヒアリング 等されていると思います。どういったとこ ろが、主な要因であったのか、今、どう考 えておられるのか、お聞かせいただきたい。

フォルテの自転車駐車場と自動車駐車場の管理についてです。

こちらは、非公募でなされました。これも令和4年度の実績評価を拝見しておりますと、残念ながらB評価になっています。引き続き、摂津都市開発にお願いしていくのであれば、一定、摂津市としても、摂津都市開発とお話をされ、より摂津市が規定するものに沿っていただくような、今後の向き合い方といったものが今、求められているのかと思いました。そのことについて、今、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。

- ○三好義治委員長 浅田課長。
- ○浅田資産活用課長 それでは、ご質問に お答えします。

1社しか応募がなかった理由でございます。

我々といたしましても、複数の応募があって、より優れた提案があるほうを指定したい、選定したいという思いはございました。

募集期間も1か月間を設けて取り組んできたところですけれども、結果として、1社しか応募がなかったという状況でございます。その理由、推察ではありますが、現在、物価高騰とか人件費も上昇していると。あと、そもそも、人材不足もあるという状況で、そういった社会状況とか経済状況からして、なかなか手を挙げるのが難しかったのかというところで推察しております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 寺田副理事。
- ○寺田建設部副理事 1番目のご質問の 自転車自動車駐車場の件でございます。

こちらについても、結果といたしましては、1社が公募に応じていただいたところでございます。

ただ、公募に当たりまして、説明会の開催をさせていただいておりますが、そちらのほうには、複数社、お越しいただいたというところでございます。

自転車自動車駐車場の現状も見ていただく中で、様々、思案の上で、今1社のみが公募に至ったというところでございます。

今般、自転車自動車駐車場に関しましては、入出場の部分であったり精算機、それらの機器が経年変化によりまして、全て更新をいただくという形で、この指定管理の公募の要件にもさせていただいているところでございます。そういうところの現状をつぶさに見ていただいた中で、1社になったのかと推察いたしております。

2点目のフォルテの非公募の理由の中

で、嶋野委員がおっしゃるように、令和4年度の評価としましては、B評価ということを大変厳しく我々も受け止めさせていただいているところでございます。

市の外郭法人という立ち位置で、市としましても、市民サービスを向上していただくために、引き続き、市として指導を徹底してまいりたいと考えております。

なおかつ、経営の改善であったりだとか、 そういうような努力の部分についても、併 せてご指導してまいりたいと考えており ます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 まず、議案第79号と 議案第93号についてです。今、答弁いた だいたように、いろんな状況が考えられる。

実際に、議案第93号については、説明会では何社か来られたところを考えると、今回、そもそも摂津市として示した条件は本当にどうだったのか、せっかく指定管理制度を採用しているわけですから、当初の目的を達成できているのかは、いま一度、振り返らないかんのかと思います。そのことがないと、これから仮に指定管理制度を適用したとしても、当初の目的が達成されたのかについては疑問が残るところです。今後、しっかりと摂津市としての方針を、いま一度、思い出していただきたい。これは、要望として申し上げておきます。

それと、フォルテのところです。摂津都市開発の成り立ちを考えると、私は非公募になったのはやむを得ないというか、一定、理解はするところです。ただ、だからといって、指定管理者として指定もしているわけで、評価としていい数字が出てくる、いい評価がなされることは、求められていると思っています。

非公募が、何か、言葉が悪いかもしれませんけれども、甘さにつながっているのであれば、行政としてもしっかりと向き合っていくべきと思っています。その点は、強く要望させていただきます。

以上で終わらせていただきます。

- ○三好義治委員長 野口委員。
- ○野口博委員 経過を少し述べながら、指 定管理者制度の全体の問題について議論 を最初にしておきます。

ご承知のとおり、平成15年に地方自治法の改正によって、公の施設について、それまで直営か、政令等で定める公共的団体に限定したものから株式会社なり民間に委託できるように替わりました。本市はその3年後、平成18年から導入をいたしました。

10年前の更新時期の議論を見ますと、 当時、選定委員会の中身がいろんな話題に なりました。選定委員長が、ほとんど選定 委員会に出席されていなかった問題、経過 について指摘をさせていただきながら、1 0年前、失敗しているんです。

本会議場でいろいろ議論はさせていただきました。今回、10年たちました。公募にしても、2社ないし1社という状況について、指定管理者の指定を受ける業者側、業界が、どうなっているのか分かりません。10年前の議論から発展してお聞きしたいのは、選定委員会について、今回、市長公室長が選定委員長で、選定委員2名、市長公室長、総務部長、施設所管部長で、構成しております。その選定委員会の中身について、委員長を含めて、ちゃんと出てきて、ここに至ってきたのか、教えていただきたい。

今、申し上げた2社ないし1社しかない ことについて、指定を受ける業界の状況、 少し分かりやすく説明いただきたい。

今の議論された非公募にするいろんな 歴史的経過があったにせよ、少なくともA ランクに到達しなければ、なかなかしんど い話で、多分、市民の皆さんに対し、説明 がつかないと思います。公募についても、 Aランク、75%ぎりぎりで今回、行って ます。せめて85%以上に近づけるように、 そういう点数が更新月に出る、そういう結 果に基づいて更新する状況をつくってい ただきたい。その取り組み方について、お 考えを聞かせていただきたい。

○三好義治委員長 今の選定委員会関係 については政策推進課やけど、答弁は可能 ですか。

山口部長。

〇山口総務部長 公募に係る部分での選定委員会の開催ですけれども、募集要項については5月から、それから、プレゼンテーションについて、10月だったと思います。

市長公室長が委員長、それから委員が私と、それと、施設所管部長、これが内部委員でございます。ほか、識見委員ということで、外部から2名の委員を招聘いたしまして、5名、全ての選定委員会で、全てそろって選定をさせていただきました。

以上です。

- ○三好義治委員長 浅田課長。
- ○浅田資産活用課長 それでは、市営住宅 に係ります業界の状況というところでご ざいます。

各自治体とも市営住宅については、多くの自治体で指定管理者を導入されております。

市内で申しますと、大阪府、府営の住宅 についても指定管理者を導入されており ます。民間住宅も含め多くの事業者がそう いった住宅の管理をされていると認識しております。

そういった中で、今回、1社しか応募がなかったという状況です。

もう一つ、取組の更新の今の状況です。 毎年度、指定管理者の評価は実施しております。その中で、まずは指定管理者に自己評価していただいて、その後、市も評価しております。

また、その評価の違いについては、協議をさせていただいているところでございます。

あと、毎月、指定管理者とは定例の会議を設けておりまして、その中で、いろいろ情報交換であるとか、また、我々からも必要に応じて指導しているところでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 寺田副理事。
- ○寺田建設部副理事 2回目の2番目、業界の状況ということでのお問いがございました。

自転車であったり自動車の駐車場の指 定管理という部分で行きますと、通常、民 間で言いますと、市街地の中にコインパー キングというようなことで、簡易な車の、 ロック式を設置して、精算機といったよう な簡易なタイプがございます。

我々、自転車であったり自動車の駐車場に関しましては、基本的には、以前から有人で駐輪ラックの解除であったりだとか、不法な止め方がされてないのかというチェックであったりだとか、そういうものも含めての指定管理となってございます。

ただ、今回、精算機であったりだとか自動化していくに当たっては、ロックゲートのところの設備機器類がございます。そういうメーカーと懇意の、駐車場を管理・運

営されている業者というところは、今回の 指定管理の内容で、業界をいろいろヒアリ ングさせていただいていると、一番肝の点 なのかと推察をいたします。

先ほど浅田課長からもありましたように、取組状況に関しましては、月次報告を受ける中で、基本的に市民の苦情等の情報 共有であったりだとか、市民サービス向上 のご提案といったような趣旨の内容の打 合せは、随時させていただいているところ でございます。

3点目の、非公募のところの部分で、本 来A評価で、なおかつ85%以上の高みを 目指していくべきだということのご提案 がございました。

我々も、平成24年7月に、摂津市の指 定管理者制度と外郭団体の在り方検討委 員会ということのご報告の上で、平成25 年3月に、第2次改訂となりますが指定管 理者制度導入に関する指針と、これに基づ いて、我々、実際、指定管理者への指導、 この非公募となった事業者には、引き続き、 この高みを目指すように、市として適正に 指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 奥村副市長。
- ○奥村副市長 それでは、私から、補足を させていただきたいと思います。

指定管理者につきましては、民間企業が 主でございます。その民間企業は、利益追 求というのが当然のことであります。そう いう意味では、先ほど課長から説明いたし ましたように、今の物価高、光熱水費等々、 それぞれ、要は物価が異常に上がっており ます。

それから、労働市場も非常に逼迫して、 なかなか人材確保ができない状況もあろ うかと思ってます。 そういう意味では、各地で要は公募をしたけれども、応募がないという事態も起こっている現状でございます。

今回、前回よりも一定の指定管理料を引き上げて、公募を実施しましたけれども、 金額的な問題も影響しているのではない かと思っています。

先ほど、嶋野委員がご質問されましたように、2社以上で競争が働くことによって、より安価に、それから、より良質な市民サービスが得られる、これは重々承知しておりますが、今は、まずもって、施設の管理運営をどこかに引き受けていただく、こういう状況であろうかと思っております。

- ○三好義治委員長 野口委員。
- ○野口博委員 要望にします。いろんな今の世代の状況を含め、しんどい状況は業界を含めてあろうかと思います。せめて、何回も言いますけども、毎月ヒアリングされて、結果、更新時に1社、2社かも分からないけども、毎月会って、いろいろコンタクトを図りやっているならば、評点も結果として出てくる形で更新を迎えるのが、必要だと思っています。そういう点でも頑張っていただきたい。

以前、ご承知のとおり、1990年代、 自治体リストラの嵐が吹き荒れました。その一環として、公の施設についての管理に 関わって、民間企業に投げ出そうということで、今日まで来ております。最初はいろんな形で検討され、先ほど申し上げた、10年前のこともわざわざおっしゃったように指針をつくったり、見直しもして、10年前、更新したけども、選定委員長が11回中2回しか参加していないことがあったりしました。それから10年たち、いろんな形で改善をされたと思います。そういう前回の取組結果として、評点に結果が 出るように頑張っていただきたい。ぜひ改めて見直し、検討を求めておきますので、 よろしくお願いいたします。

以上です。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩) (午後 0時58分 再開)

- ○三好義治委員長 再開します。 安藤委員。
- ○安藤薫委員 それでは、指定管理者の指定の件、市営住宅と自転車自動車駐車場についてです。

先ほどからも議論がありました。公の施 設で指定管理者制度を導入した大きな目 的として、多様化する住民ニーズにより効 果的、効率的に対応するための管理、民間 活力を活用して住民サービスを図る、経費 削減も図っていくことを目的に導入され てきました。選定においては、公平性、公 正性がいかに担保されるのかが重要であ るのと同時に、公の施設の経費削減とサー ビス向上、多様化するニーズに応えられる ための民間活力の競争も目的の一つに挙 げられていました。私は、公の施設は本来、 利益を追求するための施設ではなく、住民 の福祉の増進に資するための施設であっ て、そこに利益を追求するのが使命である 民間企業を持ってくるところにいろいろ 矛盾が起きるのではないかということで、 指定管理者制度導入時では反対の論陣を 張ったりもしてきたわけです。今回だけに とどまらず、いろいろな民間委託において 公募をしたときに手を挙げられる事業者 が非常に少なくなっている点でいきます と、競争性という点で果たしてどうなのか、 その辺のご認識と、1者しか手を挙げられ ない、今後、指定管理料の高騰等にどのよ うに対応されていくのか。また、かつても

民間委託事業者、例えば給食の委託事業者 で従業員に対する給与未払い等で契約解 除した件が摂津市でもありました。1者だ けとなりますと、そういった不測の事態の ときに行政がきっちりと公の施設を継続 して管理できるのか、その辺のリスクにつ いてどうお考えなのか、お聞かせいただき たい。

- ○三好義治委員長 浅田課長。
- ○浅田資産活用課長 それでは、ご質問に お答えします。

まず1点目、競争性でございます。

こちらは、先ほど来からご質問もありましたけれども、我々としても、複数の応募があって、その中からより優れた提案のところを選定したいという思いは持っておったのですけれども、結果として応募が1者だったというところでございます。

選定委員会では、この1者に対して、提 案内容が適正かどうかというところを見 ていただいておりますので、我々としては、 指定管理者が提案していただいた内容が しっかりと今後実施されていくのかとい うところを確認させていただいて、指導も していきたいと考えております。

もう一点の質問、指定管理料が1者になっていった中での高騰についてと、リスク でございます。

この指定管理料につきましては、募集要項を作成するときに、これまでの実績、それから今後の物価高騰、人件費の高騰とか、その辺のところをしっかり加味した中で、指定管理料は今後5年間というのを算定しております。今後も、そういった中でしっかり指定管理料を実績等も踏まえながら算定していって、応募しやすいような募集要項を作成していきたいと思っております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 安藤委員。
- ○安藤薫委員 ありがとうございます。他 の指定管理についてもほぼご答弁がそん なに大きく変わることはないと理解はし ておりますので、浅田課長からの答弁で結 構です。

競争、競争で、どんどんいろいろなもの を取り入れるということをなぜやらない のかという意図でもって質問しているわ けではございません。市民の福祉の増進に 資する施設が公の施設であって、その公の 施設については利潤追求の道具であって はいけないし、もちろんむちゃくちゃ高い コストでやられるのも困ります。ただ、住 民ニーズにきちんと応えられるように適 正に活用していただくことが本来の趣旨 であります。この間、公募での現状を見る と、当初の指定管理者制度導入時の考え方 から、非常に矛盾が表面に出てきたかと感 じています。そういう点では、この間の流 れ、今の経済状況、それから市としての管 理者責任という点はしっかり持った上で 運営をしていただきたいことを申し上げ ておきます。

終わります。

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時4分 休憩)(午後1時5分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第73号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、1点のみ質問させていただきます。

今回の件は、単年度契約から長期継続契約を可能にする改正条例制定だと思います。第2条の第5項、役務の提供を受ける契約で長期継続しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとあります。これについて、具体的な事例がございましたら紹介いただきたい。

以上です。

- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 それでは、ご質問に お答えいたします。

長期継続契約に関する条例の第2条の第5項、こちらで考え方として想定しておりますのは、ソフトウエアの使用許諾契約やシステムの保守契約など、こういった役務については単年度契約をしておりますけれども、経常的に毎年発生するものですので、長期継続契約をしていくということができればと考えておるところでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 塚本委員。
- ○塚本崇委員 ありがとうございます。

本条例の趣旨として、自治体は単年のところを長期継続契約でしっかりとしていくことだと思うのです。その中にシステムの補修とか周辺機器とかもあると思うのです。意外とサーバー周辺のスイッチングハブなんかは消耗品だったりするので、そういったところもしっかり保守契約を入れていただいてやっていただきたい。あと、それをすることによって、寡占状態にならないようにだけ留意していただいて契約を結んでいただきたい。要望にとどめて、この質問を終わります。

- ○三好義治委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 1点だけお聞きします。 長期継続契約の考え方とメリットについ

て改めて確認しておきます。今回の複数年の契約を結ぶことによって、業務の効率化という観点が一つあります。もう一つは、 市民サービス向上の観点から、考えだけお 聞かせいただきたい。

- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 それでは、ご質問に お答えいたします。

長期継続契約を行うことによるメリットで、一つは事務の効率化ということでおっしゃっていただきました。もう一つは、住民サービスの向上の観点ということで申し上げますと、複数年の契約を結ぶということにおきまして、単年度の契約よりも経費の節減につながるということもあるのではないかと考えております。そのことによって、住民サービスの向上も図ることができると考えておるところでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 議案第73号に係る 長期継続契約については、既に他の自治体 では先行して取り入れている例もあると お聞きしております。恐らく今回上程され るに当たりましては、そういった事例も参 考にされていると思います。お聞きしたい のは、先進的に取り入れられている自治体 で、実際にどういった声を聴かれて今回上 程されたのか、その点お聞きします。
- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 それでは、ご質問に お答えいたします。

先にこの条例化をして長期継続契約を 実施している自治体等の声といいますか、 実際にやっておられる例を見てというと ころでございますと、単年度契約ではなく て複数年で契約することによって、事務の 効率化というところ、毎年、毎年、契約の 事務を相手も含めて書類のやり取りを時間のない中でやっていくというところに ついては、その事務が軽減されておるとい うところもございます。また、単年度で見 ると経費を毎年、毎年で見ないといけない けれども、複数年にすることによって、経 費の節減が図られているという面も見受 けられるかと思います。そういった利点が あるかとは思っております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 細かい話になるかも しれないですけれども、長期継続契約を結 ぶと、これまでもシステムの保守点検、恐 らく債務負担行為を組んで、そのことに当 たってこられたとは思うのです。債務負担 行為を組むことによって、後年度で大体見 積りはしっかり確保できている状況が担 保されてきたと思うのです。この長期継続 契約が導入された後の事務の流れは、同じ ように債務負担行為を組んだことになる のか、その点をお聞きします。
- ○三好義治委員長 妹尾副理事。
- ○妹尾総務部副理事 それでは、2回目の ご質問にお答えいたします。

債務負担行為自体は、後年度の支出義務というものを担保するという意味合いがございますので、必ずこの契約をしたときに後年度の負担が生じるということが前提の契約をするということになろうかと思います。

今回提案させていただいております条例の中での長期継続契約につきましては、 ただし書という形で契約書にはつくので すけれども、予算の担保ではなくて、翌年 度以降において歳入歳出予算の金額につ いての予算が確保されたときに給付を受

けることが前提になろうかと思います。そ このところが支出を義務づける債務負担 とは違うと考えておりまして、必ずそれは 契約書面の中でうたうという形になりま すので、毎年、毎年そのときの予算がつけ ば、その給付を受ける契約になります。債 務負担行為で必要なのは、必ずこの契約を したときに後年度以降の支出はもう義務 ですよと義務づける、そこで必ずお支払い をしますというお約束の下に債務負担を 含むというような形がありますので、少し 意味合いが違うような形になります。長期 継続契約を組むに当たりましても相手と の契約になりますので、必ず支出負担義務 を負うという契約でなければ契約できな いという状況の内容であれば、債務負担行 為という形を取った契約は残りますので、 そういう形で取るものも当然あると思い ます。

以上です。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 分かりました。

仮に長期継続契約をできるようになったからといって、今までのやり方を全て否定するわけではないということです。それぞれの担当課が、そのときを見て、これであれば長期継続契約を結んでいこうとか、あるいは今と同じ形やっていこうということを取捨選択されるだろうと思っております。ぜひお金のことを財政課としても各担当課にしっかりとお伝えいただけるようによろしくお願いします。

- ○三好義治委員長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時15分 休憩)

(午後1時16分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第74号所管分の審査を行います。 本件については補足説明を省略し、質疑 に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、先ほど答弁にも あったと思いますが、2020年時点で全 国62万人の会計年度任用職員がおられ ます。そのうちパートタイムの勤務をされ ている方が約55万人で、それに比べると 摂津市は非常にパートタイムの方の率が 低いと捉えています。

ただ、今回の地方自治法の改正によって、 パートタイムの方、会計年度任用職員に勤 勉手当を新設するということです。まずは 財政的なインパクトがどの程度あるのか お伺いします。

- ○三好義治委員長 松本課長。
- ○松本人事課長 それでは、ただいまのご 質問にお答えいたします。

会計年度任用職員に対して勤勉手当導入ということで、もともと支給されていなかった勤勉手当を2.05月分、新たに支給することになります。金額でいきますと、議案第75号の報酬額増の影響部分も加味いたしまして、令和6年度の当初予算に係る影響額としては、おおむね1億9,00万円程度の増となる見込みでございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 塚本委員。
- ○塚本崇委員 ありがとうございます。

そうなると、自治体の負担が重くなって くるわけです。総務省の試算によると全国 で約1,500億円程度の人件費が発生す る。その支給を後押しするために、一応、 地方交付税で支援する方向という報道が あります。これは、財政措置として本当に 地方交付税で措置されるのか、地方交付税 で措置されない場合、臨時財政対策債を打 つことになるのかという見解をお伺いし ます。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 11月10日付で総務省から都道府県の財政担当課宛てに通知が来ておりまして、そこでは、地方公務員の給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額4,200億円と地方交付税の増額交付の中で対応することとしているといった旨の記載があったとは聞いております。これまでの人事院勧告におきまして、国において何らか財政措置は行われているとは聞いておりませんけれども、その規模はあまり明確ではないとも聞いています。私でお答えできるのは、ここまででお願いしたいと思います。

以上でございます。

○三好義治委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、議案第74号に つきまして分かりやすく表にまとめてい ただきました。まずは、お取り計らいいた だいた委員長、またお教えいただいた松本 課長、ありがとうございました。これでよ く分かるようになりました。

今回の議案第74号の人事院勧告の内容は、今までの内容と比べても非常に影響額の大きいものだと受け止めています。補正のときに安藤副委員長もおっしゃっておられたのですけれども、同一労働同一賃金にできるだけ近づいていくだろうと理解をしております。今、社会全体で賃金をいかに上げていくのかといったことが議論されている中で、会計年度任用職員につきましても勤勉手当が支給されていく、し

かも年間トータルで見ると2.05月分は非常に大きなものだと受け止めています。

ただ、摂津市の今後の行財政運営を考えた場合に、一人当たりの会計年度任用職員に係る人件費が膨れることは間違いないわけです。それを人件費トータルで考えたとき、今後一体どれだけの会計年度任用職員に摂津市の仲間として働いていただくのかについては、しっかりとそういったものを持っていかなくてはならないのかと思っています。

先ほどの塚本委員の質問の中で交付税 措置というお話もあったわけです。そこは あまり期待し過ぎてもどうなのかと思っ ています。臨時財政対策債が導入されたと きに後年度でしっかりと交付税措置をし ていくと言いながら、結局されませんでし た。恐らくされないと思います。ということを考えると、摂津市として、この人件費 をいかに用立てていくのかについては、想 定するべきと思っています。今回の改正を 受けて、まずはやっていくということはあ るのですけれども、今後の定数管理につい て今のお考えがあるのか、お聞きします。 ○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご 質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の任用の分につきましては、毎年12月、1月のタイミングで人件費査定において会計年度任用職員の予算を組んでいる各課に対して行っております。それぞれにおいて当然要求といったものがありまして、それが妥当なのかとか、政策的なものを行うという課としては増員であるとか、そういったような内容で査定をしております。

例えば、会計年度任用職員は、市役所、 あるいは市の中の公共施設での受付事務 であったりとか、パソコンを使用した事務 作業など、あくまで補助的な業務を担っていただいておりまして、当然、正規職員の補助で庁内に関しては行っておるところでございます。全体としての人数管理といいますか、前年の状況とか、その辺りを見ながら、しっかりと査定をして、状況を鑑みながら、その課の時間外の状況とか、その辺りもいろいろ加味しながら査定を行って、任用する人数、あるいは予算を人事課で決めておるところでございます。

○三好義治委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 本当に業務にどれだけの方が必要なのかは、今も査定をされていますけれども、そこの査定はしっかりとやっていただく必要があると思います。議案第74号の内容自体には賛同いたしますし、全く異を唱えるわけではありません。ただ、人件費をしっかりと総額としてどれぐらいかかるのかについては、厳しい面も必要と思っております。今まで以上に厳しい目で査定をしていくことを一方で持っておいていただきたい。要望で申し上げておきます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 1点だけ質問します。

会計年度任用職員、以前は官製ワーキングプアとか、非正規という言葉が嫌で、ある首相が名前を変えたいという背景もあったと思います。4年目を迎えています。

今回、議案第74号で勤勉手当が来年度から2.05か月分で、より収入が増えることになります。議案第75号も含め、人事院勧告も含めて考えますと、いろいろな形で、待遇改善の動きが出てきているわけであります。本来、会計年度任用職員の職場において、全国的な状況もあり、さらに改善を進めていくことが大事だと思って

います。

全国では62万人という数字が出されました。短時間の方を含めれば90万人を超えるという話であります。そんな中で、この勤勉手当と引き換えに、都道府県の約5割、市・区の4割で、この制度前よりも逆に賃金が下がる状況も一方ではあるわけであります。

公務非正規女性全国ネットワーク、通称 はむねっとという団体があります。そこの 事務局長がこんなことをおっしゃってい ます。紹介します。会計年度任用職員の8 割が女性で、女性の経済的自立を必要とし ない存在と位置づける政策によって、こう した事態が引き起こされ、女性たちが主に 担う仕事の価値は低く評価されてきたと 思います。単身やひとり親の女性も多くい ますし、夫に収入があっても女性の雇用が 不安定、低賃金でよいわけではありません。 個々人が自立できる雇用、社会保障制度が 必要ですと提言をなさっております。市と して、4年目を迎えますけれども、この3 年間、この制度の発足時の他市と比べて摂 津市の場合は会計年度任用職員に対して こういう条件を出したということと、今回 総額で1億9,000万円、一人当たり4 5万円だという話をされております。市と しての今後のこの努力方向といいますか、 今回の人事院勧告とか勤勉手当も含めて、 近隣各市の状況はどういう取組をなされ ようとしているのか、お答えいただきたい。 ○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、まず本市の会計年度任用職員の処遇というお話と思いますけれども、先ほどご質問の中で賃金を横ばいか、減らしたという自治体があるというお話があったと思います。本市におきましては、今回勤勉手当の導入ということ

で、会計年度任用職員の年収につきまして は、おおむねですけれども勤勉手当分はそ のまま増となります。

あと、喫緊の話で申し上げますと、会計 年度任用職員導入のときから、それぞれの 報酬につきましては大阪府下平均を取っ て、それを算出した上で報酬を確定してい るという話をしていたと思います。令和6 年度の各市が勤勉手当を導入するタイミ ングで、当然年収ベースを比較してそろえ にいくことになります。

勤勉手当につきましては、府下各市につきましては導入され、現状の年収からおおむね増となりますけど、1市だけ未定であり、また12月の期末手当の支給について2市が改定はしない、箕面市は0.75か月ということで人事院勧告どおりにされない市もあるという状況の中、本市としてはしっかりと処遇というところを合わせまして、対応させていただこうと思っております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 野口委員。
- ○野口博委員 府下の中で摂津市の努力 状況が少しましなのかという気はします。 具体的に数字を比較していませんから何 とも言えませんけれども、そういう感じは 一応受けています。

本来、公務労働における不安定雇用をなくしていく努力が必要だと思います。そういう点で先ほど言わせていただいた一人当たり45万円、議案第75号も含め、来年度から一人当たり45万円の収入増になるという話を聞いております。それも含めて、今回勤勉手当で人事院勧告によって零点何ぼ増えます。今後の方向、より会計年度任用職員の雇用条件を拡大することを見た場合にどういうことが考えられる

かお聞かせいただきたい。

- ○三好義治委員長 松本課長。
- ○松本人事課長 それでは、ただいまのご 質問にお答えいたします。

会計年度任用職員は、今回、補正第7号のところで減額となっている事業があったかと思います。人事院勧告があるにも関わらず減額補正となるのは、人数が確保できなかったところが主立った要因だと思っています。

今回、一人当たり年収45万円増えるということで、それと合わせて先ほど申し上げましたように報酬の金額を改めて精査していく中で、どうしても処遇というところでいくと、働いておられる方は金額面が大きいという話はございます。年収の45万円増の中には当然勤勉手当、あと人事院勧告、あと再度精査をしにいく分の増が入っている職も考えております。したが足りない中、頑張っていただくという状況を少しでも改善しながら業務を進めていってもらうような体制をしっかりとつくっていきたいと思っております。

- ○三好義治委員長 野口委員。
- ○野口博委員 いろいろ勤務条件を改善する方向はあると思います。フルタイム会計年度任用職員については退職金があるという話であります。フルタイムじゃなくても、短時間の中でも近い勤務をしていたらつけるとか、改善方法はいろいろあると思います。そういう点についてはいろいろ地方自治体の現場から声を上げていただいて、国としても、そういう方向に動くように努力していただきたいことを申し上げておきます。

以上です。

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わり

ます。

次に、議案第75号の審査を行います。 本件については補足説明を省略し、質疑 に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 1点だけお聞かせいた だきたい。

先ほど議案第74号で野口委員からの 質問に対して課長からご答弁がありました。行政パートナーは年間45万円、給料 が増えるということで大きい額だと思い ます。しっかりモチベーションを上げてい ただいて、日々の業務に取り組んでいただ きたいと思います。もちろん皆さん物価高 騰に直面しておられますので、よろしくお 願いしたいと思います。

人事院が、2023年度に採用した国家公務員総合職の就業意識に関するアンケート調査の結果を公表されました。公務の魅力向上や人材確保につながる取組として、給料水準の引上げを挙げた職員がおよそ8割だったというのが報道にもありました。給料が高いところ、例えば、近隣でも摂津市より吹田市のほうが給料がよかったら吹田市を選んでしまうとか、人材確保は今後の大きなキーワードになってくると思うのです。今回を機に行政パートナーの給料水準の引上げの考え方について、ご答弁いただきたい。

- ○三好義治委員長 松本課長。
- ○松本人事課長 それでは、ただいまのご 質問にお答えいたします。

先ほども少し出ましたけれども、報酬の 面から申し上げますと、これまでの本市の 非常勤職員の時代からの経緯になります と、勤勉手当は支給するものの年収は変わ らないという制度設計になります。ただ一 方で、会計年度任用職員の年収については、 大阪府下の同職種を比較して、その平均値 を報酬に定めることもしてまいりました。 処遇という部分で勤勉手当を支給する、し かしながら年収を変えないという話だと、 ただ基本報酬が下がるような制度となっ てしまいます。勤勉手当の支給について他 市の状況を鑑みますと、実はほぼ全ての市 町村で、現在の年収に対して勤勉手当分を 増額するという話になっています。したが いまして、当初の本市の考え方だけでいき ますと、これは明らかに大阪府下の平均を 大きく下回ることになります。つきまして は、本市の考えということで勤勉手当を含 んだ年収を一旦据え置いた上で、改めて大 阪府下の令和6年度の状況調査をして、そ の平均年収に合わせにいくという形で令 和6年の報酬額を決定することになりま す。

あと、行政パートナーという話が出ました。職種によって若干異なる部分はありますけれども、おおむね年収においては勤勉 手当分が増えることになります。例えば、 学童に係る指導員ですとか、認定こども園 に係る職とか、そういった部分については、 人事院勧告の影響以上に年収は増えることになろうかとは考えております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 平井公室長。
- ○平井市長公室長 私から補足的にご答 弁させてもらいます。

先ほど南野委員から人事院のいろいろ データをお示しいただいて、ありがとうご ざいます。私もそれは認識しているところ でございます。

国では、公務員離れといいますか、採用 試験においても言われておりますのは、申 込人数がかなり減ってきて危機的状況に あるような捉え方をされていると我々も 認識しております。今回の人事院勧告におきましては、公民較差というのが基本的には原則なのですけれども、特に若年層、具体的に申しますと初任給の引上げ、高卒の場合でしたら約1万2,000円、大卒の場合でも約1万1,000円、初任給を上げると。これに伴いまして、当然、若手層の現職の職員の給料、1級とか2級の層、こちらが大体9,000円から1万円ぐらいの引上げが勧告されております。

第68号議案でもいろいろ議論があっ たのですけれども、公務員トータルで見ま すと、若年層とか、いろいろな年齢層があ ります。例えば8級、9級、この辺りの給 与格差においては、1,000円とか1, 500円ぐらいの格差で、全体のバランス として大体4,000円前後の引上げとな っております。このように民間の給与が上 がるというのは非常に我々としても好ま しいことだと思っていますし、それに伴い まして公務員の給与が公民較差の関係で 差が出て、人事院勧告で結果として反映さ れるというのが基本的な仕組みになって おります。我々、地方公共団体におきまし ても、原則的には人事院の国家公務員の給 与制度に準拠するのが、基本的なことと考 えております。

その中で、今回人事院勧告ではないのですけれども、人事院の意見の中で、先ほど採用の話で近隣の他市、吹田市とかに人気が行くのではないかというご意見もあったと思います。そういった部分でいきますと、給料本体自体の格差というのは、ほとんど国公準拠ですので、そんなに差はないと思うのですけれども、やはり地域手当、こちらの差はあるのかと思います。これにつきましては、今回の人事院意見の中で、包括的な地域手当の検討もするという報

告もありましたので、その辺も我々は注視していきたいと考えております。市が独自で企業制度については、独自の手当をつくるとか、そういったことは非常に難しいと考えておりますけれども、全体の情勢の中で、公務員も民間も含めて賃金が上昇するのは経済が好転するということですので、期待しているところであります。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 課長から、また市長公室 長からご答弁いただきまして、ありがとう ございました。

何回も言いますけど、人材確保という観点から、今も将来も、給与水準の引上げを 視野にしっかりと入れ、様々な方法を使っ ていただいてご検討よろしくお願いしま す。要望としておきます。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 議案第75号については、一つは期末手当、勤勉手当の支給月数の改定、もう一つは適用される給料表の改定です。

1点お聞きしたいのは、給料表改定の中で、会計年度任用職員については令和6年 1月1日から反映される、それ以外の職員 の方は令和5年4月1日に遡って反映されるので違いが出てきています。これに至った経緯をお聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。

- ○三好義治委員長 松本課長。
- ○松本人事課長 それでは、ただいまのご 質問にお答えいたします。

今、委員がおっしゃいますように、令和 5年の人事院勧告におきまして、会計年度 任用職員におきましては常勤職員の改定 時期を含め取扱いを順次改定するという 内容でございました。常勤職員と合わせる ということです。

本市といたしましても、これまで国家公務員に準じる、人事院勧告どおりに実施するということで行ってまいりましたが、ただ、国におきましては、週当たり15.5時間に満たない非常勤職員には期末手当、勤勉手当の支給がございません。

こうした中で、本市におきましては、こ うした会計年度任用職員に対して期末手 当、勤勉手当を支給して処遇の改善を図っ ております。こうした状況におきまして職 員組合と交渉した結果、会計年度任用職員 の報酬については、これまでは翌年度改定 としていたものを1月1日改正として、た だ国で15.5時間に満たない非常勤、本 市でいう会計年度任用職員に対しては期 末手当、勤勉手当の支給はそのまま支給す るという内容で妥結しております。あと期 末手当につきましても、これまで翌年度改 正、今でいいますと次の6月から改正とし ていたものを、今月の支給に期間率の改正 を行うということで妥結した上で、今回条 例案を上程させていただいております。 以上でございます。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 よく分かりました。

要は組合交渉というお話もされたので、確かにこれだけを見ると、会計年度任用職員と、それ以外の職員とで取扱いが違ってきているところについて少し不公平感が残るのかとは思っていました。しかし会計年度任用職員の中でのいろいろな状況で、これで行こうということで組合側としても理解されたとお聞きしたので、しっかりとこれまでのご努力に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) ○三好義治委員長 以上で、質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午後1時46分 休憩) (午後1時48分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第76号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に 入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑 を終わります。

次に、議案第78号の審査を行います。 本件については補足説明を省略し、質疑 に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 1点だけお伺いします。

本件に関わる蓄電池設備は、本市にはかなり大きな会社もございますので、この条例に該当する蓄電池が本市内にどの程度存在するのか、お教えください。

- ○三好義治委員長 大坪課長。
- ○大坪予防課長 ご質問にご答弁申し上 げます。

現在、本市に届出がされている蓄電池設備の数は151件ございます。その内訳としましては、電池部分を金属製の箱で覆ったキュービクル式のものが103件、キュービクル式以外のものが48件ございます。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 塚本委員。
- ○塚本崇委員 ありがとうございます。

従来、キュービクル式が多かったと思います。ただ、キュービクル式は設置も非常に大変です。私もやったことがあるのですけど、クレーンでつり下げて設置せなあかんものがほとんどだと思います。それに比

べて蓄電池になると、大がかりにしろ、それよりは楽になると思います。ただ、その中でリチウムイオン式はかなり大きなものになって、無停電電源装置、UPS、それがメモリー効果は少ないので劣化はあまりしないとはいえ、劣化した場合に蓄電池の膨張とか、あと突き刺しに弱いという特徴があります。そういったところに対して、万が一の事態にあった場合、これは、通常の水じゃない、化学消防になるかと思うのですが、その辺ご見解があればお伺いしたい。

- ○三好義治委員長 大坪課長。
- ○大坪予防課長 電気火災についてですけれども、基本的には消火器を使用いたします。本市におきましては化学車を配備しておりまして、泡消火にて消火も考えております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 塚本委員。
- ○塚本崇委員 ありがとうございます。い ろいろと今後もそういった事故に備え、し っかりと予防保全を行っていただきたい。 以上です。
- ○三好義治委員長 ほかにありませんか。 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 内容としては、蓄電池 設備の基準を改正していく。現在でありま したら野外に設置される場合は、キュービ クル式が必須であった。しかし、今後は野 外であっても雨水の浸入等が防げるので あれば、この形にはこだわらないというと ころになってくるわけです。確かに設置者 からすると、基準が改正されて緩和されま った。一方で、その設備が本当に大丈夫なの かと点検をする立場からすると、そこはより綿密に点検をしていく必要があると思 っています。

現在も設置されるときは、摂津市の消防 として点検業務をされておられると思い ます。これが改正されることによって、何 かより高度な点検の目でされるのか、その 点をお聞かせいただきたい。

- ○三好義治委員長 大坪課長。
- ○大坪予防課長 ご質問にご答弁申し上 げます。

現在、点検については設置業者及び点検 業者が行っているもので、本市におきまし ては設置後の点検等は、立入検査と職員の 目で確認しております。

蓄電池は、停電の際に電力を停止することなく供給するための電力を備える設備でございます。各企業にとっては、その際のバックアップ機能として配備されておるものでして、企業の機密の漏えいとか、データ漏えい防止の意味で、主にキュービクル式のものが設置されております。

以上でございます。

- ○三好義治委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 分かりました。摂津市 の消防としては立入検査したときに確認 しているというところであります。

いろいろな基準が改正されて緩和することによって、いろいろな業務がやりやすくなることについては一定理解もするところです。一方で、安心・安全に関わるところで基準が緩和されることになってくると、これはこれで行政としては重く受け止めていく必要があると思っています。立入検査に行ったときに、もしこのキュービクル式でもないもので野外に設置されているものがあるのであれば、より慎重に点検していただきたいと要望として申し上げておきます。

○三好義治委員長 ほかはいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時55分 休憩)

(午後1時56分 再開)

○三好義治委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第68号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

議案第73号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

議案第74号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

議案第75号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

議案第76号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

議案第78号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。 (挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

議案第79号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

議案第93号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

議案第94号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本 件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後1時58分 休憩)

(午後2時 4分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

本委員会における所管事項に関する事務調査につきましては、これまで各委員から、防災に関わること、消防に関わること、 それから公園に関わることを委員長として伺っております。

これらの項目を候補として、令和6年度 に本委員会の事務調査を行うことについ ては異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 令和6年度の行政視察につきましては、令和6年4月下旬から 5月中旬の実施を予定しております。

視察を実施するに当たっては、相手との調整等で一定の時間を要することから、本日は視察項目のみを協議決定し、3月の本委員会までに事務局で視察先を調整して

もらいたいと考えております。調整ができましたら3月の本委員会で視察先等を決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、視察項目につきましては、先 ほどの内容で了解いただいたということ でよろしくお願いします。

それでは、ただいまの協議のとおり決定させていただきます。

これで本委員会を閉会します。 (午後2時6分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 塚本 崇